

マイナンバーカードを取得しましょう

問 住民環境課 窓口係
☎476-1111(163)

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されました。このカードは、行政手続がスムーズになる様々なメリットがあります。
マイナンバーカードを取得すると・・・

● 本人確認の際の身分証明書として利用できます。

例えば口座開設・パスポートの新規発給等様々な手続きにおいて個人番号と本人確認を証明しなければなりません。マイナンバーカードは、これ1枚で本人確認と個人番号の確認が可能です。また、有効期限は10年間と長いため、様々な場面において利用することができます。



《マイナンバーカード(個人番号カード)の申請をお手伝いします。》

- 大崎町では、マイナンバーカード(個人番号カード)の発行を希望する人を対象に、カードの申請のお手伝いを無料で行っています。
- 申請のお手伝いを希望される方は、身分証、または、「通知カード」と一緒に届けられた「個人番号カード交付申請書」をお持ちください。
(「個人番号カード交付申請書」が無い場合は、申請書を役場で作成しますので問い合わせください。)

全国一斉「子どもの人権110番」強化月間

問 住民環境課 戸籍係
☎476-1111(122)

学校におけるいじめや家庭内における虐待等の事案は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、以下のとおり専用相談電話「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

相談内容は、いじめ、体罰、虐待など内容は問いません。

また、相談には法務局職員または人権擁護委員が応じ、秘密は厳守されます。

- 実施機関
・ 鹿児島地方法務局 ・ 鹿児島県人権擁護委員連合会
- 実施日時
(1) 期 間 平成30年8月29日(水曜日)から9月4日(火曜日)まで
(2) 時 間 平日 午前8時30分から午後7時まで
 土・日曜日 午前10時から午後5時まで
- 電話番号(子どもの人権110番)
0120-007-110 (全国共通・無料)
- 問合せ先
鹿児島地方法務局人権擁護課 (☎ 099-259-0684)